

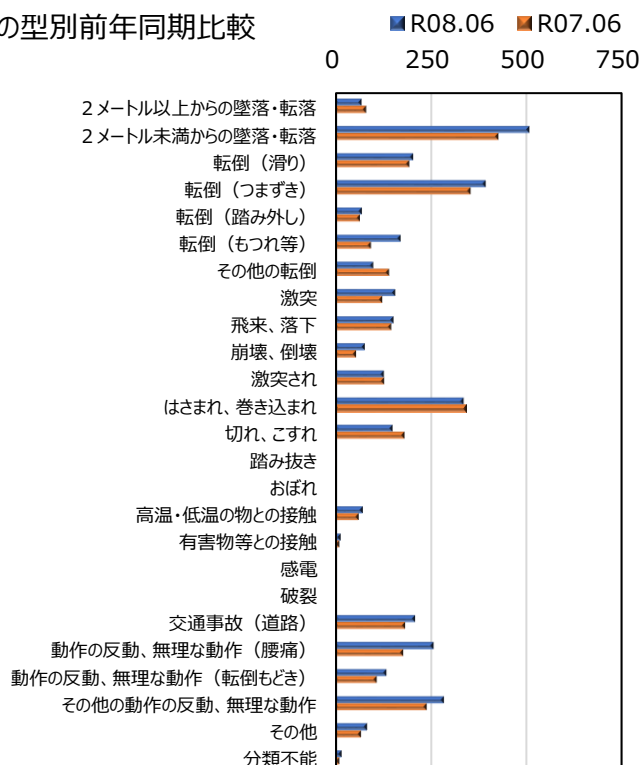
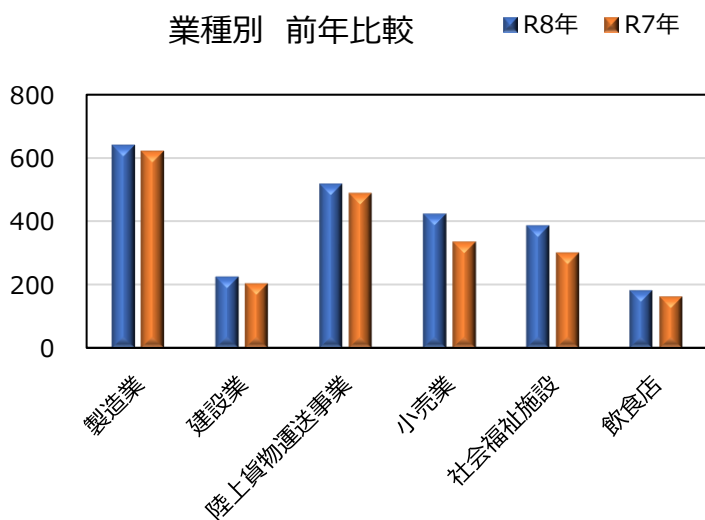
全業種で労働災害が増加しています！

大阪府内の令和8年6月末現在の（新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く）休業4日以上死傷者数は、3,596人と、前年同期より397人（12.4%増）増加しています。

事故の型別では、「**墜落・転落・13.4%増**」（2m以上・14.8%減、**2m未満・18.8%増**）、「**転倒・10.5%増**」（滑り・5.2%増、つまずき・10.7%増、踏み外し・7.7%増、**もつれ等・81.9%増**、その他・29.1%減）、「**動作の反動・無理な動作・28.3%増**」（腰痛・44.4%増、転倒もどき・22.9%増、その他・18.8%増）などが増加しています。

※ 令和7年1月1日より、事故の型項目のうち、「墜落・転落」が「2m以上からの墜落・転落」、「2m未満からの墜落・転落」に、「転倒」が「転倒（滑り）」、「転倒（つまずき）」、「転倒（踏み外し）」、「転倒（もつれ等）」、「その他の転倒」に、「動作の反動、無理な動作」が、「動作の反動、無理な動作（腰痛）」、「動作の反動、無理な動作（転倒もどき）」、「その他の動作の反動、無理な動作」に、それぞれ細分化されました。

事故の型別前年同期比較



第三次産業のうち、小売業（前年比 25.8%増）や社会福祉施設（前年比 28.1%増）の増加が著しい。

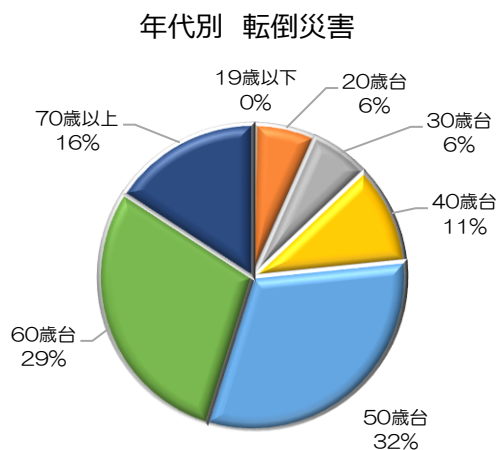
なお、製造業（前年比 3.1%増）、建設業（前年比 10.7%増）、陸上貨物運送事業（前年比 6.1%増）と主要な業種すべてが前年に比べ増加となっている。

労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、「大阪労働局第14次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、種々の労働災害防止対策を進めるとともに大阪発・新4S運動に取り組みましょう。

事故の型別に年代別の発生状況を見ると、転倒災害、動作の反動・無理な動作による災害、墜落・転落災害のいずれにおいても、50歳代の発生件数が最も多く、全体の約30%を占めています。

特に転倒災害については、50歳代以上の労働者による災害が全体の75%以上を占めており、高年齢労働者への対策が重要な課題となっています。

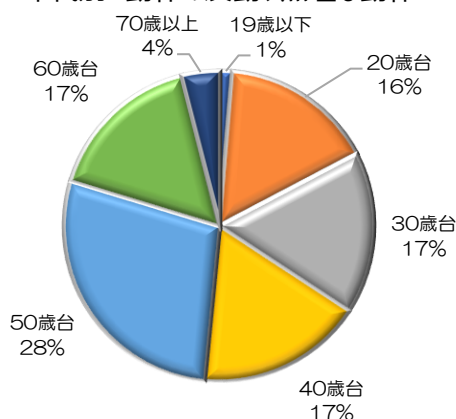
また、高年齢労働者の労働災害防止対策は、若年層を含むすべての労働者の安全確保にもつながります。労使が一体となり、安全で働きやすい職場づくりに取り組みましょう。



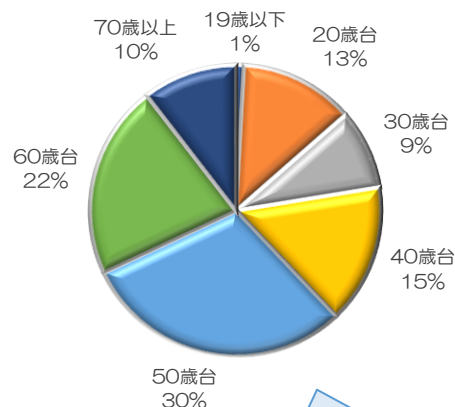
転倒災害の年代別では、50歳台が一番多く、次に60歳台、70歳台と高年齢労働者に続いています。

動作の反動・無理な動作を年代別に見ますと、50歳台が一番多く、次に60歳台、40歳台、30歳台が同率となっています。

年代別 動作の反動、無理な動作



墜落・転落 年代別



墜落・転落災害を年代別に見ますと、50歳台が一番多く、次に60歳台、40歳台が続いています。

高年齢労働者の災害を防止するために

高年齢労働者は、豊富な知識や経験を有しているほか、業務全体を見渡した判断力や統率力を備えていることが多く、職場において重要な役割を担っています。

一方で、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下は、労働災害発生の要因の一つとなります。例えば、年齢を重ねるにつれて脚力やバランス能力、歩行能力が低下することで、「転倒」や「墜落・転落」といった災害の発生リスクが高まる傾向にあります。

今後は、高年齢者の雇用確保や活躍推進により、労働者の高年齢化がさらに進むことが予想されます。そのような中、高年齢労働者の労働災害を防止し、安全で安心して働くことができる職場環境を整備することは、企業にとって最も重要な課題の一つであるといえます。



次の事項について労使協力して取り組みましょう。

① 高年齢者の労働災害防止のための指針に基づく取組の推進

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現のため、高年齢者の労働災害防止のために必要な事項を定めた指針に基づき労使で連携・協力して取組を進めましょう。

② 転倒災害防止対策の推進

転倒災害は高年齢労働者を中心に増加しており、重点的に対策を講ずべきリスクです。職場内の危険箇所の改善や整理整頓の徹底、転倒予防のための教育・訓練など、実効性のある取組を進めましょう。

③ 高年齢労働者の安全衛生対策に関する各種事業の活用

・エイジフレンドリー補助金（詳しくは、厚生労働省ホームページで確認してください。）

高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や、専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了する場合があります。

・高年齢労働者安全衛生対策実証等事業

厚生労働省では、高齢者の特性に配慮し、高年齢労働者が安心して安全に働くことのできる取組（以下、「高年齢労働者安全衛生対策」という。）の普及のため、独創的・先進的な安全衛生対策を募集します。

高年齢労働者の
安全衛生対策について



転倒災害を防止するために

転倒災害の典型的なパターンは、「滑り」「つまずき」「もつれ等」の 3 つです。床面に水や油がこぼれていて滑った、段差につまずいた、足がもつれたなどが原因となっています。一般的には、以下のような転倒防止対策が考えられます。

- ① 作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水漏れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴、プロテクター等の着用の推進
- ⑦ 定期的な職場点検
- ⑧ 転倒予防体操の励行



転倒災害防止対策の推進



また、梅雨時期には路面や床が濡れやすいことにより転倒災害が多く発生しています。以下のような対策を実施して転倒災害を防ぎましょう。

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 滑りにくい床材を採用することや出入口付近に吸水マットや注意表示を設置

さらに、転倒災害が対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を推進しましょう。例えば、筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化に取り組みましょう。

- ① 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識する。
- ② 転倒しにくい環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）だけでなく、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等のソフト対策）に取り組む

STOP 転倒災害プロジェクト



厚生労働省 毎日 3 分でできる
転びにくい体をつくる職場エクササイズ



墜落・転落災害を防止するために

7 月から 9 月にかけては暑さが厳しくなり、特に午後の暑い時間帯は、集中力低下や足元のふらつきが起こりやすく、高所作業やトラック荷台での作業において墜落・転落リスクが高まります。

そのため、墜落・転落対策とあわせて熱中症対策を実施することが重要です。

「墜落・転落災害の防止」だけでなく「熱中症対策＝体調管理」まで含めて考えることが、夏季の安全確保の重要なポイントです。

熱中症予防のための
情報・資料サイト



職場の安全サイト



リスクアセスメント等
関連資料・教材一覧



夏季（7～9 月）の重点対策

1. 墜落制止用器具の確実な使用
 - ・フルハーネス型墜落制止用器具の着用状況確認
 - ・使用前点検の実施
 - ・ランヤードの取付先確認
 - ・着用方法の再教育 他
2. 足場、作業床の点検強化
 - ・豪雨や台風後の安全点検
 - ・足場板のずれや損傷確認
 - ・手すり・中柵・幅木の確認
 - ・作業床の滑り防止 他
3. はしご、脚立作業の管理
 - ・天板使用禁止の徹底
 - ・滑り止めの確認
 - ・長時間作業の回避
 - ・高齢労働者への特別な配慮 他
4. 通路、開口部の管理
 - ・雨水による床面の滑り対策
 - ・開口部養生の確認
 - ・整理整頓の徹底
 - ・照明確保 他
5. 安全衛生委員会での重点項目
 - ・墜落・転落災害発生状況の確認
 - ・フルハーネス使用状況の点検
 - ・高所作業手順書の見直し
 - ・高齢労働者の作業負荷評価
 - ・熱中症対策との連携確認
6. 熱中症予防の徹底
 - ・WBGT（暑さ指数）を活用した作業管理
 - ・空調服や冷却ベストの活用
 - ・こまめな水分・塩分補給
 - ・体調不良者の高所作業禁止 他

大阪発・新 4 S 運動実施中！



大阪労働局第 14 次労働災害防止推進計画
の目標を達成するため、を展開しています。

「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」

Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

4つの活動に取り組もう！

安全見える化活動

健康が確保され、安全・安心な職場を実現するため、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進する。

安全 Study 活動

指示された作業を適正に行うだけでなく、自ら考えて行動できる（考動）教育を推進。
また、高年齢労働者、正社員以外の労働者及び外国人労働者等においては、身体機能の低下や作業に不慣れなことなどによる災害の発生が懸念されることから、雇入れ時教育などには危険体感教育等のそれぞれの特性に応じた安全衛生教育の実施を推進する。

リスク評価推進活動

死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、事業場規模やこれまでの取組状況から職場におけるヒヤリハット事例収集や KY 活動を展開。また、職場に潜む危険性又は有害性の洗い出し、特定を行い、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を経て、それに基づく低減措置の実施を行うリスクアセスメントを広く定着させていく。さらに、安全衛生年間計画を樹立し、労働安全衛生マネジメントシステムへとステップアップさせていくため、その取組を促進する。

命綱 G O 活動

墜落制止用器具（別名「命綱（いのちづな）」とも呼ばれている。）を着用しながらも使用しないことで多くの人命が失われている。
墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、墜落制止用器具の使用を徹底する。



労働安全衛生法等が改正されました

改正の趣旨（要約）

多様な働き手が、安全かつ健康に就業できる環境を整備するため、安全衛生対策やメンタルヘルス対策、化学物質・機械災害対策、高年齢労働者の災害防止対策等を強化することを目的とした改正です。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】
既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため。
 - ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せて ILO 第 155 号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を実施。
 - ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度化等。
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】
ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数 50 人未満の事業場についても実施の義務化。
50 人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間の確保。
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】
 - ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則の設定。
 - ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
 - ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保。
4. 治療と仕事の両立支援等【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律】
多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。
5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】
高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表。等

改正労働安全衛生法等の詳しい内容や施行期日などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

